

自由金利型定期預金規定新旧対比表

変更箇所は下線付きで記載

改定前	改定後
1. ～ 3. (略)	1. ～ 3. (略)
4. (普通大口定期の利息)	<p><u>4-1. (普通大口定期の利息①)</u>  <b>■本条の規定は、「2024年3月31日以前に預入された普通大口定期」に適用されます。</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>4-2. (普通大口定期の利息②)</u>  <b>■本条の規定は、「2024年4月1日以降に預入された普通大口定期」に適用されます。</b></p> <p><u>(1) この預金の利息は、通帳記載の日数（以下「約定日数」という。）および利率（以下「約定利率」という。）によって計算（単利方式）し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日または7年後の応当日もしくは10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。また、自動解約入金方式を選択された場合の中間払利息も同様に取扱います。</u></p> <p><u>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に支払います。</u></p> <p><u>② 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u></p> <p><u>③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。</u></p> <p><u>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p><u>(3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の②から⑧の利率により計算した期限前解約利息との差額を清算します。</u></p> <p><u>① 6か月未満</u>  <u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p><u>② 6か月以上1年未満</u>  <u>預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%</u></p> <p><u>③ 1年以上2年未満</u>  <u>預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%</u></p> <p><u>④ 2年以上3年未満</u></p>
(1) ～ (4) (略)	

5. (自継大口定期の利息)

(1) ~ (5)  
(略)

預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%

⑤3年以上4年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%

⑥4年以上5年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%

⑦5年以上7年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「5年」利率×70%

⑧7年以上10年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「7年」利率×70%

計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。

ただし、②から⑧については解約日における普通預金利率を下回らないものとします。

(4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

5-1. (自継大口定期の利息①)

■本条の規定は、「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来していない自継大口定期」に適用されません。

(1) ~ (5)  
(略)

5-2. (自継大口定期の利息②)

■本条の規定は、「2024年4月1日以降に預入された自継大口定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来し自動継続となった自継大口定期」に適用されます。

(1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）

および通帳記載の利率（継続後の預金については前記2.

(3)の利率。以下「約定利率」という。）によって計算し、

満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する

預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日また

は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日

数および通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利

払利率は、継続後の通帳記載の中間利払利率。ただし、小

数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利

払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、

各中間利払日に支払います。

② 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金し

ます。なお、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場

合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押

印し通帳とともに提出してください。

③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利

息の合計額）を差引いた利息の残高（以下「満期払利息」

という。）は、あらかじめ指定された方法により、満期日

に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて

継続します。

(2) 預入日の1か月後、2か月後、3か月後、6か月後、1年後のいずれかの応当日を満期日とした預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

なお、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、

当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し通帳とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合の利息（預入日の2年後、3年後、4年後、5年後、7年後の応当日および10年後の応当日を満期日とした場合の中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の②から⑧の利率により計算した期限前解約利息との差額を清算します。

① 6か月未満

解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%

③ 1年以上2年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%

④ 2年以上3年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%

⑤ 3年以上4年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%

⑥ 4年以上5年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%

⑦ 5年以上7年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「5年」利率×70%

⑧ 7年以上10年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「7年」利率×70%

計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。

ただし、②から⑧については解約日における普通預金利率を下回らないものとします。

(5) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. ～16.  
(略)

6. ～16.  
(略)